

国立大学法人佐賀大学地域学歴史文化研究センターにおける教育職員の任期制の実施に係る再任審査に関する内規

(平成20年3月21日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人佐賀大学教育職員の任期に関する規程(平成16年4月1日制定)第4条の規定に基づき、佐賀大学地域学歴史文化研究センター(以下「センター」という。)における教育職員(以下「教員」という。)を再任する場合に必要な事項を定めるものとする。

(再任の審査及び決定)

第2条 教員の再任の審査は、センターで行い、再任の可否の決定は、学長が行うものとする。

2 前項に規定する審査は、センター長が佐賀大学地域学歴史文化研究センター再任審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置して行い、審査委員会での審査結果に基づき、佐賀大学地域学歴史文化研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)で審議の上、学長へ報告するものとする。

3 審査委員会については、別に定める。

(再任の審査手続)

第3条 再任を申請する教員(以下「再任申請教員」という。)は、任期満了日の11月前までに、再任審査申請書(別紙様式1)をセンター長に提出するものとする。

2 センター長は再任審査申請書を受理した日から30日以内に審査委員会を開催し、審査を実施するものとする。

3 審査委員会は、審査を実施するため、再任申請教員に業績報告書(別紙様式2-1及び別紙様式2-2)の提出を求めるものとする。

4 審査委員会は、必要に応じ、再任申請教員の研究領域に関連する学内外の教育職員及び専門家等に諮問すること並びに当該再任申請教員に説明を求めることができる。

5 審査委員会は、審査結果を運営委員会に報告するものとする。

6 運営委員会は、前項の報告に基づき審議し、審議結果を学長へ報告するものとする。

7 学長は、前項の報告に基づき、再任申請教員の任期満了日の6月前までに再任の可否を決定するものとする。

8 学長は、再任の可否の決定後直ちに、再任審査結果通知書(別紙様式3-1又は別紙様式3-2)により再任申請教員に通知するものとする。

(審査項目及び審査基準)

第4条 審査項目及び審査基準は、別表1及び別表2のとおりとする。

(再任の再審査)

第5条 再任の可否の決定後、再任を否とされた再任申請教員で、その結果を不服とする者は、再任審査結果通知書を受理した日から30日以内に、再任再審査請求書(別紙様

- 式4 - 1) を学長に提出することができる。
- 2 学長は、再任再審査請求書を受理後速やかに再任再審査の必要性を判断し、必要性があると認めるときは、センター長に、再任再審査の実施を依頼するものとする。
 - 3 学長は、前項の場合において再任再審査の必要性を認めなかったときは、直ちに、再任再審査不承認通知書（別紙様式4 - 2）により再任再審査申請教員に通知するものとする。
 - 4 センター長は、第2項により学長から再任再審査の実施の依頼があったときは、再任再審査委員会を設置する。
 - 5 再任再審査委員会については、別に定める。
 - 6 センター長は、学長から再任再審査実施を依頼された日から30日以内に再任再審査委員会を開催し、再審査を実施するものとする。
 - 7 再任再審査委員会は、再任再審査結果を運営委員会に報告する。
 - 8 運営委員会は、前項の報告に基づき審議し、審議結果を学長へ報告するものとする。
 - 9 学長は、前項の報告に基づき、再任再申請教員の再任の可否を決定するものとする。
 - 10 学長は、再任の可否の決定後直ちに、再任再審査結果通知書（別紙様式5 - 1又は別紙様式5 - 2）により、再任再審査申請教員に通知するものとする。
 - 11 再任再々審査は行わないものとする。

附 則

この内規は、平成20年3月21日から施行する。

別表1（第4条関係） 再任審査項目

審査事項	審査項目等
1 教育活動に関する事項	
	学内外の教育活動
	その他
2 研究活動に関する事項	
	著書及び研究論文等の執筆・掲載状況
	資料整理・目録づくり・展示等
	研究成果の公開・刊行状況
	各種研究費（研究助成等）の採択状況
	国内外での共同研究への参加状況
	その他
3 本学の管理運営，社会への貢献等に関する事項	
	センターの運営
	大学での委員会等活動
	講演会・公開講座の講師等
	社会貢献活動
	その他

別表2（第4条関係） 再任審査基準

職名	審査基準
教授	<p>【教育活動】 下記の項目のうち1項目以上を満たす (1) 学内外における教育活動を有する（講義，講習会，非常勤講師等） (2) その他（大学院など卒後教育実績を有する）</p> <p>【研究活動】 相当数の発表論文実績を有する 下記の項目のうち1項目以上を満たす (1) 学界への貢献（学会主催，学会における十分な発表数，学術雑誌の編集等）を有する (2) 資料整理，目録・データベース等を作成する (3) 研究成果（資料集・図録・目録・データベース等）を公開する (4) 研究助成（競争的補助金）を有する (5) その他（国内外での共同研究への参加，学術に関する受賞を有する等）</p> <p>【管理運営・社会貢献等】 下記の項目のうち1項目以上を満たす (1) センターの管理・事業運営（共催事業も含む）に業績を有する (2) 大学での各種委員会，専門部会への参加を有する (3) 講演会・公開講座の講師等を行う (4) 社会貢献活動（自治体史編さん，文化財・資料保存，地域文化交流協定に基づく展示等）を有する (5) その他（社会貢献における表彰等）</p>
准教授 講師	上記（教授）と同様
例外規定	（全教員共通） 審査委員会が，教育活動又は管理運営・社会貢献において，多大な実績があると判断した場合は，上記の基準にかかわらず審査することができる。

別紙様式 1

平成 年 月 日

再 任 審 査 申 請 書

佐賀大学地域学歴史文化研究センター長 殿

所 属 名： _____

職 名： _____

氏 名： _____

私は、大学の教員等の任期に関する法律に基づく、国立大学法人佐賀大学地域学歴史文化研究センターにおける教育職員の任期制の実施に係る再任審査に関する内規に従い、再任を申請しますので、よろしく申し上げます。

業 績 報 告 書

所 属 名 : _____

職 名 : _____

氏 名 : _____

業績評価期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

自己評価

評価項目	教育活動	研究活動	管理運営 及び 社会貢献	総 合
評価記号				

評価記号

- A 特に優れている
- B 優れている
- C 普通である
- D やや劣る
- E 劣る
- X 非該当

記入要領

- 1 別紙様式 2 - 1 , 2 - 2 は自己評価に関する様式です。
様式 2 - 1 は , 評価項目ごとに自己評価し , 評価記号を記入してください。
様式 2 - 2 は , 評価項目ごとに自己評価内容を記入してください。
- 2 業績評価期間は , 任期適用日から 4 年間です。

別紙様式 2 - 2

評価項目	自己評価内容
教育活動に関する事項	
研究活動に関する事項	
本学の管理運営及び 社会貢献に関する事項	

平成 年 月 日

再 任 審 査 結 果 通 知 書

(所属名)

殿

佐 賀 大 学 長

国立大学法人佐賀大学地域学歴史文化研究センターにおける教育職員の任期制の実施に係る再任審査に関する内規に基づき審査した結果、再任を認めることに決定しましたので、お知らせします。

なお、任期は平成 年 月 日までとします。

【再任を認めるに当たっての要望事項等】

平成 年 月 日

再 任 審 査 結 果 通 知 書

(所属名)

殿

佐 賀 大 学 長

国立大学法人佐賀大学地域学歴史文化研究センターにおける教育職員の任期制の実施に係る再任審査に関する内規に基づき審査した結果、下記の理由により再任を認めないことに決定しましたので、お知らせします。

なお、再任再審査を希望される場合には、 月 日までに再任再審査請求書を提出してください。

記

【理由】

平成 年 月 日

再任再審査請求書

佐賀大学長 殿

所属名： _____

職 名： _____

氏 名： _____

私は、平成 年 月 日付け再任審査結果通知書により、再任を認めない旨通知されましたが、下記の理由により再任再審査の請求をいたしますので、よろしく願います。

記

【理由】

平成 年 月 日

再 任 再 審 査 不 承 認 通 知 書

(所属名)

殿

佐 賀 大 学 長

国立大学法人佐賀大学地域学歴史文化研究センターにおける教育職員の任期制の実施に係る再任審査に関する内規に基づく再任再審査は、下記の理由により行わないことに決定しましたので、お知らせします。

記

【理由】

平成 年 月 日

再 任 再 審 査 結 果 通 知 書

(所属名)

殿

佐 賀 大 学 長

国立大学法人佐賀大学地域学歴史文化研究センターにおける教育職員の任期制の実施に係る再任の審査に関する内規に基づき再審査した結果、再任を認めることに決定しましたので、お知らせします。

なお、任期は平成 年 月 日までとします。

【再任を認めるに当たっての要望事項等】

平成 年 月 日

再 任 再 審 査 結 果 通 知 書

(所属名)

殿

佐 賀 大 学 長

国立大学法人佐賀大学地域学歴史文化研究センターにおける教育職員の任期制の実施に係る再任の審査に関する内規に基づき再審査した結果、下記の理由により再任を認めないことに決定しましたので、お知らせします。

記

【理由】